

平成 27 年(2015 年)11 月 20 日
政 策 会 議 資 料
地域教育部スポーツ推進室

吹田市民プールの一部廃止及び跡地活用について

1 趣旨

市内 4 か所ある市民プールのうち、利用者の少ない南千里と中の島市民プールを廃止し、通年で利用できる片山市民プールと規模の大きい北千里市民プールの 2 施設に集約を図るものです。

また、中の島市民プール跡地活用については、阪急京都線・千里線連続立体交差事業の工事ヤードとして貸し出すテニスコート 2 面の代替として、大阪市の費用負担でテニスコート 2 面の整備を行います。

南千里市民プール跡地活用については、健康寿命の延伸につながるような整備について担当部局と協議を行っているところです。

2 市民プール廃止の理由

- (1) レクリエーションの多様化やライフスタイルの変化、また、レジャープールとしての機能を有していないことから、利用者数が減少しているため。
- (2) 施設の老朽化が進んでおり、廃止により節減した費用を維持補修費にあて、2 施設の充実と長寿命化を図るため。

3 中の島市民プール跡地活用について

- (1) 大阪市に阪急京都線・千里線連続立体交差事業の工事ヤードとしてテニスコート 2 面を貸し出す条件として、吹田市が代替地を指定すれば大阪市の費用負担でテニスコート 2 面を整備することとなっており、近隣の公共用地に適所が無いか検討してきましたが、これまで候補地の決定には至らなかったこと。

この様な中、大阪市より工期変更の申し入れがあり、平成 29 年から 3 年間、さらに、平成 37 年から 3 年間の合計 6 年間において、テニスコート 2 面を工事ヤードとして貸し出すことになり、現在、4 面ご利用いただいているテニスコートが長期にわたり 2 面しか利用できなくなること。

また、当初、平成 30 年 4 月からの貸し出し予定が、平成 29 年 4 月からに変更となり 1 年早く 2 面となることから、現状の 4 面を確保するには、中の島市民プール跡地を活用して、早期に 2 面の整備を行う必要があること。

- (2) 健康寿命の延伸を図り幸齢社会の実現を目指すため、ウォーキングや水泳などの健康志向型スポーツの推進を重点的な取り組みとしており、高齢になっても楽しむことができ、また、「認知」と「運動」の要素を持ち併せたスポーツ種目の中で、テニスに適していると考えること。
- (3) パブリックコメントにおいて、中の島市民プール跡地活用に対する意見の 88.7% がテニスコートを希望する意見であること。

パブリックコメントの実施結果（実施期間 平成27年9月1日～30日）

① パブリックコメントの意見書（845通）

ア プール存続（186通 22%）

イ プール廃止（659通 78%）

② 南千里市民プール跡地活用に対する意見（99件）

健康遊具の設置や憩いの広場等とする意見

③ 中の島市民プール跡地活用に対する意見（680件）

ア テニスコートの新設を希望する意見（603件 88.7%）

イ テニスコート以外（多目的グラウンド、フットサル場等）の意見（77件 11.3%）

上記のことから、中の島市民プール跡地は、平成29年4月から大阪市に貸し出すテニスコート2面の代替地として大阪市の費用負担によるテニスコートの整備を考えています。

4 南千里市民プール跡地活用について

パブリックコメントでの市民意見を担当部局に伝え、健康寿命の延伸につながるような整備について協議を行っているところです。

5 予算案

平成28年度（2016年度） 一般会計

【歳出予算】（款）教育費（項）保健体育費

（目）市民プール費（節）工事請負費

69,700千円（南千里市民プール撤去工事）

114,876千円（中の島市民プール撤去工事）

6 改正内容

吹田市民プール条例第1条（目的及び設置）に規定される、名称及び位置から、吹田市立南千里市民プール及び吹田市立中の島市民プールを削除します。

7 施行日

平成28年（2016年）4月1日

8 今後のスケジュール

平成27年12月4日 パブリックコメント結果公表

12月 12月定例会に「吹田市民プール条例」の一部改正を提案

平成28年 3月 3月定例会に平成28年度当初予算を提案